

第3次三田市健康増進計画・第2次三田市自殺対策計画の計画期間について

1 計画期間（案）

9か年（令和6年度～令和14年度）

2 基本的な考え方

- ・国の「次期国民健康づくり運動プラン」については、関連する計画（医療費適正化計画6年、医療計画6年、介護保険事業（支援）計画3年）と計画期間を合わせることで、また各種取り組みの健康増進への効果を短期間で測ることは難しく評価に一定の期間を要すること等を踏まえて12年計画となります。
- ・三田市では、国の次期プラン及び市の関連計画の計画期間を踏まえ、次期計画の期間を9か年と考えています。

関連計画の計画期間

計画名		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	
市	三田市健康増進計画		策定	第3次三田市健康増進計画+第2次三田市自殺対策計画 (R6~R14年)9年													
	三田市自殺対策計画																
市	三田市総合計画	第5次(R4~R13年)10年															
市	三田市食育推進計画		第2次(R5~R9年)5年					第3次(R10~14年)5年									
国	次期国民健康づくり運動プラン		R6~R17年(12年) ※後期計画はR12開始見込み														
県	健康づくり推進実施計画		第3次(R6~R11年)6年						第4次(R12~R17年)6年								
国	自殺総合対策大綱	第4次(R4~R8年)5年				第5次(R9~R13年)5年				第6次(R14~R18年)5年							
県	自殺対策計画	(H30~R9年)10年							第2次(R10~R19年)								

3 中間見直しの時期

計画期間を9年間とした場合の中間見直しについては、令和10年度に実施し、後期計画を令和11年度から開始することを想定しています。